

理容所・美容所 こんなときは…

届出事項変更届

○理・美容師や管理理・美容師の変更

提出書類:①届出事項変更届+☆

☆新たに採用した場合は次の書類も必要です。

②理・美容師免許証(原本)

管理理・美容師の講習会修了証(原本)

③「結核及び皮膚疾患の有無」に関する医師の診断書(診断日の翌日から1ヶ月以内のもの)

☆退職した場合は、届出事項変更届のみ提出してください。

☆氏名の変更があった場合は、理・美容師免許証(原本)も必要です。

○開設者の住所、氏名、法人の名称又は代表者の変更

提出書類:①届出事項変更届

②検査確認済証(開設者住所変更の場合、検査確認済証は不要)

※開設者に変更となる場合は、新規開設又は承継の手続きをする必要があります。

○理・美容所の施設名称変更

提出書類:①届出事項変更届

②検査確認済証

○施設・設備の変更

提出書類:①届出事項変更届

②変更部分が分かる施設の平面図(変更前・変更後の平面図)

※施設の大部分(変更前施設の50%以上)の変更は、新規開設手続きが必要になる場合があります。

施設・設備を変更する場合はあらかじめご相談ください。



理・美容師免許証、管理理・美容師の講習会修了証の変更については

公益財団法人理容師美容師試験研修センターにお問い合わせください。

〒135-8507 東京都江東区有明 3-7-26

有明フロンティアビル B 棟 9F

電話 03-5579-0911

廃止届

理・美容所を閉店した場合

提出書類:①廃止届

②検査確認済証

確認済証再交付申請

検査確認済証を破ったり、汚したりまたは無くしてしまった場合

提出書類:確認済証再交付申請書

開設者の地位承継届

開設者が亡くなり、営業の相続が発生した場合や事業譲渡、合併等

提出書類:①開設者の地位承継届 ②検査確認済証

③施設の平面図(添付不要な場合もあります。)

④外国人の届出にあつては、その住民票の写し

個人(相続)⑤相続人全員が把握できる戸籍謄本

または法定相続情報一覧図の写し

⑥相続同意証明書(相続人が2人以上いる場合)

法人(合併)⑤合併後存続する法人又は合併により設立された

法人の登記簿謄本

法人(分割)⑤分割により営業を承継した法人の登記簿謄本

⑥承継した法人が当該営業を承継したことを証明する書類(分割契約書の写しなど)

譲渡 ⑤営業の譲渡が行われたことを証する書類

(譲渡契約書の写しなど)

☎ 電話等で事前にご相談ください。

廃業し、新規に開設届が必要な場合

○開設者が変わる場合

(法人⇄個人の切り替え等)

※事業譲渡の場合は「開設者の地位承継届」を参照のこと

○理・美容所が移転する場合

○施設の大部分(変更前施設の50%以上)が変更になる場合

☎ 電話等で事前にご相談ください。

問合せ先

平塚保健福祉事務所 生活衛生部 環境衛生課 Tel : 0463-32-0130